

保 存 版

平成31年4月8日

京都市立 養徳 小学校
校 長 中 野 喜 夫

地震や台風による警報・特別警報発令時等の緊急対応（下校）について

本校においては、「震度5弱以上の地震」があった場合、又は台風等により京都市（※テレビやラジオでは、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。）に「暴風警報」もしくは「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」が発令された際に、次のような措置を取ります。テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意し，速やかにご対応をお願いいたします。

尚，学校へのお電話でのお問合せは，できる限りご遠慮いただきますよう，ご協力のほどお願いいたします。

記

1 地震に対する非常措置について

○登校前に発生した場合は，以下の措置を取ります。

（1）震度5弱以上の地震が発生した時は，次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後，深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に，深夜0時以降，登校までに発生した場合は当日を臨時休業にいます。
- ・休業日，休業日前日に発生した場合，原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが，安全が確認でき，授業等を実施する場合は【PTAメールもしくはホームページ】により，授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合，登校日の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上，改めて学校から連絡します。

○在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合は，まずは児童全員を学校に留め置き，速やかに保護者の方へ引き渡しを行います。

- ・原則として，【PTAメールもしくはホームページ】により，引き渡しをさせていただき，お知らせをいたします。保護者の方は，早急に学校まで児童のお迎えをお願いいたします。
- ・予め，別紙の「緊急時等児童対応カード」にも，お迎えの方の氏名等の必要事項をご記入いただき，円滑に児童の引き渡しができますよう，ご協力をお願いいたします。

いつでも見られる場所にお貼りください。

2 暴風警報発令時について

(1) 登校前に「暴風警報」が発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合…………… 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 ……… 3校時（10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 ……… 5校時（13時40分）から始業（※給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…………… 臨時休業

(3) 在校中に発令した場合については、以下の措置を取ります。

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、ご家庭のご事情などに十分配慮し、下校させるかどうかを決定します。その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。なお、帰宅後の安全についてはご家庭でもお話し合ってください。

3 特別警報発令時について

(1) 登校前に「特別警報」が発令された場合

「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合…………… 5校時（13時40分）から始業（※給食は中止）
- ・午前0時現在、発令中の場合…………… 臨時休業

(3) 在校中に発令した場合については、まずは児童全員を学校に留め置き、速やかに保護者の方へ引き渡しを行います。

- ・原則として、【PTAメールもしくはホームページ】により、引き渡しをさせていただく旨、お知らせをいたします。保護者の方は、早急に学校まで児童のお迎えをお願いいたします。
- ・予め、別紙の「緊急時等児童対応カード」にも、お迎えの方の氏名等の必要事項をご記入いただき、円滑に児童の引き渡しができますよう、ご協力をお願いいたします。

台風や地震の後には、河川（川）が増水していたり、道路や建物が崩れやすくなっていたりすることがあります。災害の後にも身の回りの危険な場所に近づかないよう、各ご家庭でもご指導をお願いいたします。

